

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 ときがわ町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	6	770	11	770	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	6	2,200	7	2,200	0	0
1	80	キシレン	3	1	5,860	4	4,360	0	1,500
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	3	2,600	6	900	0	1,700
1	300	トルエン	3	1	9,500	1	9,500	0	0
1	320	ノニルフェノール	1	6	1,000	9	1,000	0	0
1	384	1-プロモプロパン	1	6	5,900	3	5,900	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	6	3,500	5	3,500	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	6	1,000	9	1,000	0	0
3	35	メタノール	2	3	1,400	8	1,400	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	3	6,640	2	6,640	0	0
合計			—	—	40,370	—	37,170	0	3,200

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。